

熊本県告示第1116号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成15年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成15年11月11日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
玉名郡岱明町大字野口2129番地 岱明町
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
玉名郡岱明町大字高道大相3121から3144の75筆の筆界未定地に隣接する無番地（堤防）に隣接する平成7年12月28日付け熊本県指令漁第61号の免許に係る埋立地先公有水面
 - (2) 区域
次の1の地点から9の地点までを順次直線で結んだ線及び9の地点と1の地点を結ぶ平成7年12月28日付け熊本県指令漁第61号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL + 4.67メートルにより決定）により囲まれた区域

1の地点	大正開漁港基点T-1（北緯32度53分16秒、東経130度30分38秒）から247度02分24秒	137.128メートルの地点
2の地点	1の地点から230度33分14秒	29.069メートルの地点
3の地点	2の地点から294度07分33秒	24.945メートルの地点
4の地点	3の地点から34度03分17秒	7.233メートルの地点
5の地点	4の地点から50度09分39秒	6.572メートルの地点
6の地点	5の地点から141度15分43秒	1.485メートルの地点
7の地点	6の地点から50度15分18秒	7.033メートルの地点
8の地点	7の地点から320度01分28秒	1.510メートルの地点
9の地点	8の地点から50度30分35秒	19.689メートルの地点
 - (3) 面積
841.47平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県林務水産部漁港課及び岱明町経済課

熊本県告示第1117号

昭和33年5月30日熊本県告示第334号（海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改め、告示の日から施行する。
平成15年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

運輸省所管の表八代海沿岸の部中

柳港	中	柳	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、点7号、点8号、点9号、 リ点、チ点、ト点、ヘ点、ホ点、ニ点、ハ点、ロ点、イ点及び点1号を順次結ん だ線により囲まれた区域 注 点1号 天草郡大矢野町大字中字城山10042番地建設省所管新開海岸基点から 170度96米の点 点2号 点1号から31度206米の点 点3号 点2号から160度236米の点 点4号 点3号から25度181米の点 点5号 点4号から58度100米の点 点6号 点5号から87度130米の点 点7号 点6号から120度365米の点 点8号 点7号から160度316米の点 点9号 天草郡大矢野町大字中字長砂連7710番地住宅南角から210度93米の点 イ点 点1号から144度70米の点 ロ点 点2号から90度70米の点 ハ点 点3号から124度78米の点
----	---	---	--